

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成21年9月17日(木)

開会 9時30分

閉会 12時15分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 無し

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室主査 吉川秀明

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 西浦昌宏

人材政策室主幹 眞崎俊明 人材政策室主幹 橋泰平

学校教育分野

高校教育室長 土肥稔治 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 脇谷明美

小中学校教育室長 鈴木繁美 小中学校教育室副室長 鈴木憲

小中学校教育室指導主事 飛岡美穂

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室指導主事 平松有吾

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛 社会教育・文化財保護室主査 石井由美

社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主査 中西祐二

スポーツ振興室指導主事 山口勉

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第30号 平成21年度教育功労者表彰について	原案可決
議案第31号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について	原案可決
議案第32号 職員の懲戒処分について	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 平成22年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について
報告2 各採択地区における平成22年度使用中学校用教科書の採択状況について
報告3 三重県立熊野少年自然の家指定管理者選定の進捗状況について
報告4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について
報告5 第二次三重県子ども読書活動推進計画について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

竹下議委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会（平成 21 年 9 月 3 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

清水明委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 30 号、31 号、32 号が人事案件のため、秘密会で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1 から 6 の後、秘密会の議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号を審議することを確認する。

### ・審議内容

## 報告 1 平成 22 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項 について（公開）

### （高校教育室長説明）

平成 22 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。平成 21 年 9 月 17 日提出。三重県教育委員会事務局高校教育室長、特別支援教育室長。

資料は 2 つあります。説明資料の 1 ページから 7 ページまでと、その後ろの平成 22 年度入学者選抜の実施要項、募集要項本冊の原稿です。実施要項の 42 ページから 125 ページまでは、前回、前々回の教育委員会で説明をさせていただきました入学者選抜に関する実施要項です。今回は、実施要項、募集要項の細かい変更点をご説明したいと思います。

1 ページをご覧ください。変更点ですが、まず、1 番目です。既に中学校を卒業した者の手続きについてです。出願手続きは、通常、中学校長が志願者の書類を取りまとめて志願先の高等学校長へ提出することになっていますが、既に中学校を卒業した者については、出願中学校長は調査書等の作成のみを行なって、出願者本人が出願書類等を出願先の高校へ提出をすることになっています。

出願手続きの他、志願変更などの手続きも、中学校を卒業した者については、本人が行っていました。このことは、実施要項には記載されていなかったため、今回、明記させていただきました。3 ページに、新旧対照表があります。「既に中学校を卒業している志願者については、原則として本人が（イ）の手続きを行う。」と、本人が行うことを明記しました。

2 番目は、後期選抜における通信制課程の志願変更についてです。後期選抜においては、志願した高等学校の課程、学科・コースを、1 回限り変更することができるとしてはいますが、通信制課程については、これまで定時制と通信制を併設する北星高等学校についてのみ、認めていました。志願者の多様な選抜の機会を保障するという観点から、来年度から通信制を含めて、すべての学校、課程、学科・コースで志願変更ができることにしました。これが、新旧対照表の 2 番目のところです。

3 番目は、特別選抜における変更です。特別選抜については、既に中学校を卒業した者を対象として、全日制のあけぼの学園高等学校、定時制の北星高等学校、みえ夢学園高等学校、伊勢まなび高等学校の 4 校で実施をしていました。この選抜について、3ヶ所の変更があります。まず、北星高等学校の応募資格について、これまでは 4 つの資格要件を設定していましたが、これらをすべてまとめて、平成 21 年 3 月以前に中学校を卒業した者としました。

出願書類の調査書については、これまでも中学校を卒業して 5 年以上経った志願者と、選抜に調査書を用いない北星高等学校の志願者については、調査書の提出を求めずに、応募資格を証明する書類として、中学校の卒業証明書の提出を求めていました。出願書類の応募資格を証明する書類について、これまでは、

成績証明書を求めてきたわけですが、すべての修得単位が記載されていない場合もありました。そのため、これを単位修得証明書、又は単位修得の状況の分かる成績証明書としました。

4番目は、海外帰国生徒、外国人生徒等にかかる特別枠入学者選抜における募集人数についてです。これまで特別枠入学者選抜募集人数というものは、入学定員の5名以内としていました。学校によっては、海外帰国生徒、外国人生徒の志願が集中するということがあり、前期選抜で5人の枠が埋まってしまうと、後期の枠がなくなるという場面が出てきました。やはり、後期選抜に志願してきた者の募集枠を保障するという意味で、若干枠を緩め原則として5人以内とし、例えば、前期で5人埋まり、後期でまた1人志願があった場合、それは原則内の範囲で行いたいと思っており、原則として5人以内とするとして、各校で弾力的な運用ができることにさせていただきました。また、若干記述を見直しています。

5番目は、通信制課程入学者選抜における追検査の実施についてです。通信制課程の入学者選抜においては、前期選抜及び後期選抜の追検査を設けていませんでしたが、全日制課程及び定時制課程と同様に、病気など、やむを得ない理由で欠席した場合は、受験機会を保障するという意味で、通信制課程においても追検査を実施することとしました。

最後は、受験時の受験生の持ち物についてです。高等学校によっては、受験会場に時計が無い教室もあります。多くのところでは、正面に時計があり、できるだけ時間を合わせることはしているのですが、部屋によって時間がずれていたりしますので、中学生の説明会では、腕時計の持参について周知を図ってきました。しかし、より一層明確にするという意味で、持ち物のところに腕時計を持参してもよいと受験上の注意に追加をすることとしました。

別紙要項では、それぞれ波線を引かせていただいて、説明が変わった部分を明示してあります。以上が高等学校の入学者選抜実施要項についての報告です。特別支援学校については、特別支援教育室長から説明します。

## 【質疑】

### 委員長

ちょっと待ってください。先に高等学校の入学者選抜を審議してからにしましょう。今の高校教育室長の説明について、何かありますか。

私からお聞きします。5ページの応募資格を証明する書類ですが、fのところ、高校の単位修得証明、又はとありますが、応募資格が変わったというか、一本化されたのでしょうか。4ページの第6の特別選抜募集の応募資格のところ、中学卒業者としたわけですね。高校中退とかの場合は明記しないわけですね。となれば、応募資格は、中学卒業証明書があれば、それでいいわけでしょう。cのところでは、高校中退とかについては何も書いてないにもかかわらず、応募資格のところ、高校の証明書というのは、ちょっとおかしいんじゃないのですか。矛盾してこないですか。

### 高校教育室長

北星高校のみの部分なので、本文を見ていただいたほうが良いかと思えます。本文は20ページになります。

### 委員長

この5ページの間も、北星高校のみですか。

もう一度説明しますと、旧のほうでは、北星高校に入るための資格がアイウエと全部で4つありましたよね。そのときの応募資格について、証明書などと5ページの右側に書いていましたね。これは、つじつまが合うのですが、今回は、その応募資格を中学卒業者としたわけでしょう。平成21年3月以前に中学卒業した者となると、応募資格というのは3月以前に卒業したという応募資格が必要なわけでしょう。高校での証明書などは何も要らないわけでしょう。

### 高校教育室長

応募資格のイのところの手続きのところですか。

### 委員長

平成16年以前の人たちのみの話ですね。

### 教育長

単位を取った者は単位を生かせるということですね。本人が有利なように、取った単位も付けて受けなさいよということですよ。

21ページの(イ)の応募手続きのところの一番上の「・」で、単位がない場合はいいのですが、単位があったら認めてあげるから出さないよということですよ。

### 委員長

しかし、それは、入ってからの話じゃないですか。入学してから、以前にどこかの高校でこれだけ単位を取っていたということで、それを認めるか認めないかというのは、入学後の話ではないのですか。

副教育長

初めに出しなさいということです。

委員長

出しておくのはいいけれども、入学した後に、前に単位をこれだけ取っているから、後はこれだけでよしいということになるわけでしょう。

副教育長

そこまで入学前に求める必要がないということですね。

委員長

入学資格とかね、入学証明とかそのようなものは関係ないんじゃないかと思いますが。

高校教育室長

資格ではなくて、必要な書類として出していただくということなのです。

教育長

資格は別に関係ないです。ただ、手続きのときに出してもらったほうが後々いいという書類です。

高校教育室長

資格ではなく、出していただく手続き書類を変えさせていただきました。学校によっては、成績証明書等々ややこしくなっていましたので、明確に書き直しました。

委員長

ただ、21 ページの f のところに、応募資格を証明する書類と書いてあるから、これはちょっと惑わせるのではないかなと思うんだけど。

副教育長

それは一理ありますね。

委員長

応募資格というのは、卒業でいいのでしょうか。これは、入学してからの単位を認める場合の証明ですよ。

だから、旧の表現だったらすんなり行きますよね。

学校教育分野総括室長

ただ、応募資格のアのあけぼのとエの伊勢まなびには、高校中退者が応募資格にあり、アとエに関して言えば生きています。f のところの応募資格を証明する書類と、一方他の学校では応募資格ではない、先ほどご説明したような、入学してからの単位をサービスするというものもあります。

副教育長

学校別に分けたほうがいいね。委員長の言われるように、誤解を招きますね。

教育長

f のところにかっこをして、北星高校を除くとすればどうですか。

副教育長

そうすると分かる。持説にこだわるのだったらね。だけど、こだわらないのだったら、委員長の言われるように、今までどおりのほうが良いかも。

委員長

表現方法だけですが、それをちょっと考えてください。

高校教育室長

誤解のないように考えます。

丹保委員

4 ページに志願高等学校等の変更とありますが、変更を認めるということにしたわけですよ。これは、やはり北星などの経験で、そういうことが多いということからですか。

4 ページの P・29 の 3 の ( 2 ) というところですが、こういうものを付け加えたそれなりの理由があるわけですよ。

高校教育室長

今のところ、需要というのは、そうはないかもしれませんが、全日制も定時制も 1 回だけの変更を認めていますので、通信制においても、変更を認めていきたいと思います。全然記述がありませんでしたので、それを明確にしました。

丹保委員

需要が北星などであるからではなく、統一したというだけですね。

高校教育室長

北星で去年 1 名ありました。

丹保委員

それから、5 ページの海外帰国生徒の募集人数についてですが、これは説明でよく分かったのですが、

原則として5人以内と書いてありますが、どれぐらいの幅を考えているわけですか。

高校教育室長

実は昨年度、飯野高校で5人を超えたので、実態を説明させていただきます。

高校教育室指導主事

外国人生徒は、前期選抜で9名の応募者がありました。後期では3名でした。前期で落ちた子が後期に応募するということもあり重複していますから、延べ12名が受検しています。ただ、前期選抜は、外国人の生徒と日本人の生徒の検査項目は一緒なので、9名の内2名については、他の日本人の生徒と学力的には同じような形で合格をしています。つまり、特別枠入学者選抜の対象になったのは7名ですが、そのうち、選抜の結果、3名が合格となりました。

後期については、その落ちた子も含めて3名が受検し、その内の2名が合格で、前期と合わせて合計5名が合格し、特別枠入学者選抜はぎっしりと埋まってしまったという現状があります。

今までは、こういうことはなかったものですから、5人以内としていましたけども、現状としてこういうことも出てきましたので、今年の状況はどうなるか分かりませんが、弾力的に運用したいと思っています。

丹保委員

将来もっと受検生が増えるという可能性はないですか。また、高校の授業料がゼロになるとか、いろいろな影響があれば、人数の制限も考えることになりませんか。

高校教育室長

今年度については、まだ大丈夫だと思うのですが、委員のおっしゃるとおり、外国人の方がかなり増えてきていますので、今後、さらに見直しが行われていくと思っています。

丹保委員

私は賛成です。原則にしておいたほうが、人数を受け入れやすいですし、機会も増やせます。

高校教育室長

海外帰国生徒の方もかなり増えています。海外の工場の方が帰ってくる場合がかなり増え、どんどん問い合わせが来ていますので、そういう点もこれから検討していきたいと思います。

丹保委員

分かりました。

委員長

ついでに聞きますが、どうして「以内」というのを入れるのですか。「原則として」と入れるのであれば、「原則として5人とする」でいいんじゃないですか。それだったら、ちょっと広げてもいいし、「以内」だったら広げにくいでしょう。

高校教育室長

分かりました。

委員長

それから、次の、次の「入学定員の枠内とする」というのも、外しちゃったらいんじゃないの。「募集人数は前期選抜と後期選抜を合わせた人数とする」でいいんじゃないですか。

高校教育室長

内数は内数なのですが、そうですね。

委員長

入学定員の枠内とすると、「枠内」が非常に重く出てきます。どうしても5人以内を守ろうというのならばいいのですけどね。

高校教育室長

決してそういう意味ではありません。

委員長

そういう意味ではないのだから、合計すればいいんでしょう。合わせた人数であつたら、原則として、前期で4人採れば、後期は1人だとなりますね。

学校教育分野総括室長

これは、募集人数ではなくて、例えば、8クラスだったら320人の枠内だということです。つまり、外数ではなくて、全体の入学試験の中です。

委員長

そうか。その5人ではないのですね。

学校教育分野総括室長

特別枠というと、一般の入学試験枠の外側に枠があるような用語ではありますけれども、その320なら320の中での処理をしますということです。

委員長

そういうことか。

高校教育室長

今の段階では、「原則として5人とする」ということですが、検討させてください。

委員長

今の総括室長の説明であれば、文章の一番後にくるのならば筋が通るけども、前のほうに持ってくると、5人というのが前提となりますよね。その下に「一般入学者の募集人数・・・」と書いてあるから、これの後ならば全部の数の枠内だと分かるのだけど。

高校教育室指導主事

入学定員というのはあくまでも総数です。その中で5人を決めますということですよ。

高校教育室長

他の子どもと選抜方法が違ってきますので、あまり多くなってしまいますと、他の子どもとのバランスが、難しい問題になってきます。

委員長

それから、一番最初のところ、応募手続きのところですが、出身中学校に行き、校長先生に手続きをして欲しいと頼むわけですか。郵便ではだめなんですか。

高校教育室長

今のところは、学校へ訪問してということになっています。

委員長

郵便物ということでは、何か弊害があるんでしょうか。

高校教育室長

本人確認が難しいということになります。

委員長

今の時代とずれがあるような気がするんだけども。

高校教育室長

本人確認のため、やはり本人が学校に行き書類を取っていただくことが正しいと思います。

委員長

サービスとしては、郵便でというのが簡単でいいですよ。

高校教育室指導主事

期間がとても短い中で受付をし、受検票を交付するという作業をします。そこでもし間違いがあった場合、期間を延ばしてしまうということもあるので、必ず窓口に行き受付をするという作業をしてもらっています。

ただ、要項では、遠隔地については郵送で大丈夫ですと書かせてもらっていますが、その場合でも、必ず連絡を取って間違いのないように郵送してくださいねと、中学校の説明会で重々説明させてもらっています。それで対応してもらえると考えています。

委員長

他に何かありませんか。

今度は特別支援学校について、お願いします。

(特別支援教育室長説明)

平成 22 年度の三重県立特別支援学校の入学者募集要項について、資料の 2 ページをご覧ください。変更点は 3 点ありますが、いずれも特別支援学校の整備の結果、生じる内容となっています。

1 点目です。志願できる区域の変更ですが、西日野にじ学園の生徒急増に対応する整備に伴い、杉の子特別支援学校の高等部を平成 22 年度の 4 月に石薬師高等学校内に開設する関係で、西日野にじ学園については、これまで志願できる区域を鈴鹿、亀山市に保護者の住所がある者としていましたが、来年度からは、「原則として保護者の住所が四日市市、三重郡以北にある者」ということに変更しました。なお、杉の子特別支援学校の注記のところにも、新たに開設される旨の変更点を明記させていただきます。こちらは、資料 7 ページの上段でご確認をお願いしたいと思います。

2 点目です。県立草の実特別支援学校の名称変更についてです。従来は、県立草の実特別支援学校でしたが、城山特別支援学校に機能統合した関係で、平成 21 年 4 月からは、県立城山特別支援学校草の実分校と名称を改称していますので、要項も来年度の募集から、城山特別支援学校草の実分校と改めるということです。

3 点目です。東紀州くろしお学園おわせ分校の校舎の移転に伴う住所の変更です。本年、平成 21 年 4 月から尾鷲高等学校光が丘校舎への移転整備をしました関係で住所地を変更しました。新たに「光が丘 28 の 61」としました。合わせて、郵便番号も改定させていただきます。以上の 3 点を変更とします。どうぞよろ

しくお願いします。

【質疑】

委員長

確認ですが、鈴鹿と亀山を外すということですね。後は、名前を変えたのと、住所を変えたというのですね。石薬師をつくったわけだから、外すのは当然だし、問題ありませんね。よろしいですね。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 各採択地区における平成22年度使用中学校用教科書の採択状況について（公開）

（小中学校教育室長説明）

各採択地区における平成22年度使用中学校用教科書の採択状況について、別紙のとおり報告する。平成21年9月11日提出。三重県教育委員会事務局小中学校教育室長。

今年度は、平成22年度から中学校において使用します教科書の採択の年に当たっています。各市町と教育委員会では、それぞれの責任と権限において、8月31日までに採択が行われたところです。

資料の1ページをご覧ください。採択状況一覧です。県内には10ヶ所の採択地区がありますが、その採択地区ごとに採択された教科書の発行社名を略称で表したものがこの一覧表です。

平成22年度使用中学校用教科書については、新たに教科書が編集され文部科学省に検定の申請があったものは、自由社の社会科歴史的分野の教科書だけです。それ以外の教科書については、中学校用教科書の検定の申請がありませんでした。そのため、今回は、平成17年度の採択の対象となった教科書に、自由社の社会科歴史的分野の教科書を加えたものの中から採択が行われたところです。

今回の採択の結果、すべての採択地区で平成17年度に採択した教科書と同じ教科書が採択されました。なお、昨年3月28日に新しい学習指導要領が告示されましたので、中学校については、平成24年度から全面的に新学習指導要領が実施されます。したがって、中学校の教科書については、平成23年度に、新しい学習指導要領に基づいた教科書を採択することになります。そのため、今回、採択した教科書は、平成22年度、23年度の2年間の使用となります。

この一覧表は、既に三重県教育委員会のホームページに掲載し、広く県民の方にも情報提供をしています。以上、各採択地区における平成22年度使用中学校用教科書の採択状況について、ご説明させていただきました。

【質疑】

委員長

報告2は、どうでしょうか。

牛場委員

大阪書籍はなくなったのでしょうか。

小中学校教育室長

大阪書籍はなくなり、日文と表記されています、日本文教出版社から同じ教科書が発行されることになり、日本文教出版社は、2種類の社会科教科書を発行している状況です。

委員長

会社が吸収されたとかではなくて、出版社は、全く別の会社ですか。

小中学校教育室長

日本文教出版社に、教科書の部門だけが吸収されました。

委員長

教科書を選定するときに、選定委員の皆さんは、本当にしっかり読んで検討をしてくれているのかという疑問があります。以前、自由社の教科書を見せてもらいましたが、中身は素晴らしいです。神話が入っているところは、問題がありますが、中身は非常に素晴らしい。客観的に自由社の教科書を読んだ場合は、他のものよりは、ずっといいのではないかという気がしています。

ですから、そういう声が出てきていいはずだと思います。結果的に採択されるかは別として、途中で、これがいいのではないかという議論になっていいはずだし、少なくともマスコミなどでも騒がれるのではないかと思っていたのですが、全然そういう声を聞きませんでしたし、非常に肅々と、こういう選択が進んでいきましたから、真剣な検討が本当に行われたのかという、非常に大きな疑問が湧き出ているのですが、見ておられて、どうでしたか。

小中学校教育室長

それぞれ採択地区は、調査をして採択していますので、私どもとしては、手続きに基づいて誠実に審議されたという考え方です。

委員長

そういう手続きは、もちろん知っています。

小中学校教育室長

採択は、それぞれの地区に責任権限がありますので、これ以上のことは申し上げられません。

委員長

ただ、教科書を最終的に決めるのはここですよ。違うのですか。

小中学校教育室長

教科書を定める権限は、それぞれ市町の教育委員会で、私どもは、報告を受けるだけです。

委員長

報告だけですか。きちんと真面目に見たのは、歴史の教科書だけですが、他にもそういうのがいっぱいあるのではないかと推測がつかますから、ちょっとは真面目に検討しなさいよというか、少なくともそういう議論が出てくるぐらいの検討をするような仕掛けができればいいと思っているのです。

手続き的に、ちゃんと整っているから、それでよいということですね。報告を受けるだけで、我々でなんともできない、また、相手がしかりとやっているなら別ですが、少しでも意見が言えるというか、あるいは、助言ができるというのであれば、審議状況を見てみるとか、何かやってもいいのかなという気がします。どうでしょう、そんなことは、越権行為で関係ないですか。

副教育長

地方分権の時代ですから、それぞれの自治体に県が行き、どんな審議をしているのか監視するというのは、いかななものかなと思います。それぞれの教科書の特徴などを書いた調査書は、きちんと専門の教科担当の者が調査してまとめており、保護者の方々も入って教科書を見て、その調査報告書も見て、それにしようということですので、やむを得ないと思います。

委員長

そういうときに、スッと意見がまとまるということが不思議ではないんですよ。

副教育長

見えてこないだけでも分かりません。東京都や神奈川などでは、いろいろ教育委員会内部で議論はあったと聞いています。

委員長

東京や神奈川で議論しているのは、全然関係ない人の耳にでも入ってくる情報ですよ。

副教育長

審議を非公開で行うか、公開で行うかということも大きいです。だから、マスコミ等へ流れてくるのは、おそらく、オープンな形でやられているのだと思います。三重県の場合は、まだそこまでいってないのかなということです。

小中学校教育室長

歴史の教科書が話題になっていますが、社会科の歴史の教科書については、どういう特徴があるかということ、教員を中心とした専門の者が調査をして、それを保護者や学識経験者も入っている協議会のほうへ提出します。

委員長

それは分かっています。

小中学校教育室長

その協議会は、ほとんどが公開と聞いています。調査については、非公開です。協議会で決定されたものが、教育委員会に採択権限がございますので、教育委員会において採択されます。教育委員会が公開で行われたかどうかは、そこまで把握はしていません。

委員長

手続きは何度も聞かされていますから、重々承知していますが、問題は、東京、神奈川、他にも2、3、聞いた記憶がありますが、何となく耳に入ってくるんですよ。あるいは、新聞の地方版を綴ってあるので、それを見ていると結構出ています。

三重県の場合では、何の報道も入ってこないということがありますから、そんな問題も何も無く、教科書の選定は静かに平穩に無難にやっているような気がしまして、ちょっとそれは、おかしいんじゃないかなと思います。本当ならば、議論して、騒いで、どこかで新聞記者が聞き入れて、少しは報道があって自然なはずだと思うんですけどね。

ところが、全然それが無いものだから、その協議会を開催するというのも、結局は、形式的にやっている

のではないかという気がしています。この件は、清水委員が詳しいのかな。

清水委員

毎年毎年、あるのですが、教科書を完全に入れ替える年度には、市町も予算を立てて、調査委員を置いて行います。昨年は、継続して教科書を使っていく方向性がありましたが、全種類の教科書を渡され、読ませていただきました。

委員会自体は、公開で3、4回開きました。後は、学校で保護者、地域の方が全部の教科書に目を通しまして、コメント等を行いました。大きく変えるところでは、その市町が調査委員を置いて、検討をしっかりとするという説明がありました。

委員長

このようにこだわるのは、教科書というのは非常に重要なもので、基礎的な知識を教えるのはもちろんですが、それ以外に、その考え方を教科書で決めてしまうということがありますから、どんな教科書を選ぶかというのは、非常に重要なことだと思っています。

その審議を慎重にするのではなくて、活発に、いろんな意見が出てくるように行うべきです。だから、慎重に無事平穩に行うのは、非常に反対です。ぜひ、三重県も活発にできるような仕向け方をできればいいなと思っています。

ただ、この選定は市町の教育委員会でやるということですから、これでよろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告3 三重県立熊野少年自然の家指定管理者選定の進捗状況について（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

三重県熊野少年自然の家指定管理者選定の進捗状況について、別紙のとおり報告する。平成21年9月17日提出。三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室長。

以下、具体的な説明は社会教育推進特命監が行います。

（社会教育推進特命監説明）

資料の1ページをご覧ください。熊野少年自然の家の指定管理者を選定するにあたり、外部の学識経験者による選定委員会を設置しまして、選定の事務を進めているところです。選定委員については、5月25日の教育委員会定例会でお決めいただいた5名の方です。

進捗状況については、6月2日に第1回目の選定委員会を開催しまして、審査基準や、配点表作成について審議をいただきました。その後、6月22日から7月8日にかけて、募集要項の配付を行い、7月14日には、現地での説明会を開催しました。そして、8月31日から9月4日にかけて、申請書の受付を行なったところです。その結果を4の「応募の状況」にまとめました。

4(3)の「申請者」のところですか。全部で4社から申請がありました。申請順に記載しています。株式会社ケントク、大阪市の会社で、総合ビル管理、施設サービスが主な業務です。次は、有限会社熊野市観光公社、熊野市が100%出資している会社です。次は、財団法人大阪市青少年活動協会、青少年の健全育成を目的とした財団法人です。最後が、国際自然大学校と東急コミュニティーの共同企業体による申請です。国際自然大学校は東京にあり、主に自然体験活動の普及振興を目的としたNPO法人です。東急コミュニティーは、ビル管理やマンション管理をしている企業です。

2ページをご覧ください。今後の予定です。10月6日に各事業者からヒアリングを行い、総合的な審査結果を踏まえて、指定管理候補者を選定する予定です。そして、第2回の三重県議会定例会に上程し、来年の1月から3月までの期間に、協定の締結を行い、平成22年4月1日から平成25年3月31日の期間を指定管理といたします。

3ページ以下は、各事業者から提出のありました事業計画書の要旨を1枚ずつ参考に付けさせていただきました。以上です。

【質疑】

委員長

報告3は、どうでしょうか。

丹保委員

これは、このように進められていますよという報告を我々が受けるということでしょうか。ここでは、何か我々が意見を言うとか、そういうことはないということですね。

委員長

これから選定委員の人たちは、具体的にどのような審査をするのですか。

社会教育推進特命監

10月6日にそれぞれの事業者から説明を受け、質疑応答を経て、審査基準にのっとり採点する作業を行います。その後、総合的に検討いただいて審議します。

委員長

審査基準は、この委員の方々であらかじめ作ってあるのですね。

社会教育推進特命監

第1回の選定委員会のために作成しました。

丹保委員

お金は、三重県の予算から出るのでよね。基準の中に、例えば、地域のいろんなことを含めての配慮はあるのですか。

社会教育・スポーツ分野総括室長

審査基準の中に、管理運営方針に関する事項があり、その中に、県の施策実現に貢献する対策はどのようにしていくのかというのが1点と、それから、もう1点、東紀州地域の振興にどのように寄与していくのかという項目を募集のときに公表、提示をして、提案をしていただきます。それを審査していただくということになります。

丹保委員

そういうものがないと、おそらく、効率的で上手なやり方の中央の企業等に全部取られて、地元にお金が落ちてこないということが起こってくるので、配慮することが非常に大事になるのではないかと、一言申し上げました。

委員長

説明会には15者が来たんですよね。そのうち4者しか応募しないというのは、何か相当な制約があったのですか。

社会教育・スポーツ分野総括室長

それぞれの会社の方針だと思うのですが、説明会に参加していただいたのは関東の会社も多く、やはり、あの地域では経費的になかなか難しいという話もありました。

委員長

地元は少なかったのですか。

社会教育・スポーツ分野総括室長

地元は、他にもありましたが、応募はされなかったですね。指定管理について、どういうふうに進めるのかという、企業の中のある意味、研修と申しますか、そういう意味で情報を収集するという会社もあったようには思います。

委員長

最終的に、10年後、20年後に重要になってくるのは地元でしょう。今の段階では、東京とか大阪のほうが優れたノウハウを持っているから、そちらに取られてしまう可能性が高いと思いますが、本当は、地元を何とかうまく育成できていければいいのですが、残念ながら参加は1者なんですね。

しかも、これは、熊野市がつくった公社ですね。民間じゃないですよ。地元の民間が応募しやすいような条件がつかれないかなという気もしていますが、今後は、その辺もちょっと念頭に置いてもらえればと思います。

他は、よろしいでしょうか。それでは、公正な審査をよろしくお願いします。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 報告4 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

指定管理者が行う公の施設の管理状況について、別紙のとおり報告する。平成21年9月17日提出。三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室長、スポーツ振興室長。

以下、3件は、スポーツ振興室長に、次に1件を社会教育推進特命監から説明させていただきます。

（スポーツ振興室長説明）

スポーツ振興室からは、3件4施設です。平成20年度の報告と、平成18年度から平成20年度までの

3年間のすべての期間の報告とさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。1ページは、評価をしたものです。2ページ、3ページ、4ページについては、それぞれの指定管理者から教育委員会に報告いただいた資料です。5ページは、同じ施設の平成18年から平成20年までの3年間のすべての期間を評価したもので、これは、教育委員会が評価したものです。6ページについても同様です。7ページ以降についても、それぞれの施設で同様の構成となっています。

まず、県営鈴鹿スポーツガーデン並びに県営総合競技場について、ご説明させていただきます。ここについては、財団法人三重県体育協会が指定管理者として管理をしています。2の「施設設置者としての県の評価」にBとありますのは、指定管理者の自己評価で、ここは、A B C Dの4段階の評価になります。Aは、特に優れた実績を上げている。Bは、順調に業務を実施し目標を達成した。Cは、順調に業務を実施していない。目標を十分達成していない。Dは、大きな改善を要する。こういった評価の基準になっています。

1の「管理業務の実施状況について」は、大会開催等にかかる利用調整を円滑に実施するとともに、スポーツ教室を増設するなど、利用者にとって利用しやすい施設の提供に努めており、県教育委員会としても指定管理者の評価と同じのBとしました。なお、空欄は指定管理者の自己評価と同じであるという意味です。

2の「施設の利用状況」については、営業時間の延長、定期券の発行や、自主事業やスポーツ教室、スポーツ大会、施設の無料開放イベントなど、利用者のサービスに努めていただいております。県教育委員会としても、指定管理者と同じ評価のBとしました。

3の「成果目標及びその実績」ですが、県営スポーツガーデンでは、目標に達していない状況があります。しかしながら、県営総合競技場では、利用者数が目標を上回っていることから、総合的に判断をしまして、指定管理者の評価と同じのBと評価をしました。

次の「総括コメント」については、説明させていただいた評価に至った経緯等が記載されています。

5ページをご覧ください。3年間の全期間の評価です。2の「管理業務の実施状況」についても、先ほど説明しましたように、生涯スポーツを推進するため、多くの県民が気楽に参加できるスポーツ教室を多数開催するとともに、経営努力によって得られた収益により、施設の修繕を実施したことも、十分に県民に親しめる施設を提供したと評価をしました。

2の「施設の利用状況」ですが、パスポートや定期券、あるいは休業日の開業も柔軟に対応したり、積極的な県民へのサービスに努め、経営努力を行っているという評価をしてコメントをしました。

4の「管理業務、経費の収支状況」は、記載のとおり、870万円余りの収益が上がっているということです。

6ページをご覧ください。「成果目標及びその実績」となっていますが、そこに、実績数も書いてあります。スポーツガーデンでは、目標数に達していませんが、県営総合競技場では、それぞれ毎年目標数を達成しています。今後も、一層の利用促進の取組を充実していただきたいと考えているところです。以上、簡単ではありますが、県営鈴鹿スポーツガーデンと県営総合競技場の評価です。

続いて、7ページをご覧ください。県営松阪野球場の評価です。ここは、松阪市に指定管理者としてお願いをしているところです。

2の1、「管理業務の実施状況」ですが、中部台運動公園と一体的に管理することで、効率的な管理運営を行い、経費の削減にも努めていただき、また、良好な競技環境の維持をしていただいているということで、指定管理者と同じBの評価としました。

2の「施設の利用状況」ですが、高校野球の大会、あるいは練習会場や、その他イベントの会場としても利用があるわけですが、多くの利用をお願いするために、市のホームページ等の広報も行なっております。今後も、利用促進を図る環境整備に努力しているということなので、成果が上がるのではないかと、Bという評価にしました。

3の「成果目標及びその実績」ですが、残念ながら、目標を達成することはできませんでした。しかし、平成19年度に比べますと、実績値としては上がっているということもありますが、目標達成ができていないので、指定管理者と同じ評価のCとしました。総括コメントについては、今、ご説明したようなことが記載してあります。

8ページ、9ページ、10ページは、それぞれ松阪市から報告されたものです。成果目標が達成されていないと先ほど申しましたが、その件については、9ページの下の方のところにありますが、成果目標2万6,000人に対して、2万3,909人でした。

11ページをご覧ください。3年間の全期間の評価です。中部台運動公園内の他の施設と一体に管理することで、堅実で効率的な施設管理が実施できて、利用しやすい施設環境に努めたということなので、管理業務、そして施設の利用状況については、記載のとおりコメントをしています。大変よくやっていた

だいているのではないかと評価をしています。

12 ページについては、成果目標です。残念ながら、平成 18 年に一度目標達成をしましたが、その後、達成ができていません。自治会等にも今後働きかけをしながら、達成に向けた努力をお願いするように、松阪市には要請をしていきたいと考えています。

13 ページは、県営ライフル射撃場です。三重県ライフル射撃協会に指定管理をお願いしています。2 の「管理業務の実施状況、施設の利用状況」、3 の「成果目標及びその実績」ですが、すべて B の評価としています。

ライフル射撃については、特定の資格を持った方が使われる施設ということもありますが、その中でもライフル射撃協会としては、大変努力をしていただき、それぞれの業務をこなしているということがいえると思います。

17 ページは、3 年間の全期間の評価です。一層の利用拡大を図るための方策としては、ライフル協会には、資格がなくても扱うことができるピームライフルの普及などに、今後、力を入れていただくこともお願いをしているところです。大変少ない指定管理料金の中で、射撃協会の皆さんにお世話になりながら、うまく運営をしていただいていると評価をしました。

以上、スポーツに関係します 4 施設、3 団体の報告を終わらせていただきます。

#### ( 社会教育推進特命監説明 )

19 ページをご覧ください。県立鈴鹿青少年センターについてです。「施設設置者としての県の評価」というところをご覧ください。1 の「管理業務の実施状況」については、利用者サービスの向上とコスト削減に努めた結果、効果的・効率的な管理運営を図っていること。それから、次世代育成支援の一環として、託児室を設置していること。あるいは、省エネ対策等の環境保全活動を行なっていることなど、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう努めているとともに、社会貢献活動に取り組んでいる点を高く評価しまして、指定管理者の自己評価と同じ A の評価としました。

2 の「施設の利用状況」ですが、幅広い年齢層を対象とする主催事業の実施、ボランティアによる活動支援、引率者料金の減免などにより、利用者の増加を図っていることを評価して、管理者と同じく B の評価としました。

3 の「成果目標とその実績」については、21 ページをご覧ください。成果目標の施設稼働率、施設の延べ利用者数については、県が実施した施設の大規模修繕、これは空調工事ですが、それに伴う宿泊棟の利用制限がありましたので、若干、目標には達していませんが、利用者満足度は、目標を大きく上回る高い数値を示していますので、全体としましては、目標を達成したものと考えて B の評価としました。

23 ページの全期間評価について、ご説明したいと思います。項目については、全期間、同じ評価ということ。県の評価としましては、利用者の研修活動を支援するセンターボランティアバンクの設置や、外国人の利用に備えた 5ヶ国語の利用案内の作成、4月から8月までの無休営業を実施するとともに、すべての利用者に対しアンケート調査を実施しまして、苦情や要望に迅速に対応するなど、利用者本位の施設運営を図っている点を高く評価しました。

また、利用者満足度が極めて高い数値を示していることから、当施設は、指定管理者制度導入以後、指定管理者の努力により、一層利用しやすい施設になっているものと考えています。なお、平成 21 年度からの指定管理者には、引き続き三重県体育協会が指定されたことから、同協会との信頼協力関係を保ちながら、より利用しやすい施設づくり、向上を図っていただきたいと考えています。以上です。

#### 【質疑】

委員長

指定管理者の管理状況報告ですが、いかがでしょうか。

丹保委員

12 ページに施設利用者数とか、施設利用回数とかがありますよね。この達成率の B とか C というのは、どういう基準ですか。何%は B とか、決まっているわけですか。

スポーツ振興室長

基準を設けてはいません。達成しているか否かということを経営的に判断をするということになりますので、何%までは C であるとか D であるとか、厳格に規定していません。

丹保委員

なるほどね。大体ということですね。

それから、成果目標がいろいろ書いてあるのですが、施設によって、施設稼働率が入っていたり入っていません。利用者満足度が入っていたり入っていません。これはやはり、施設の種類や、目標などによって変えているわけですか。大雑把に言うと、そういうことになりますか。その辺の

ところを教えていただきたい。

スポーツ振興室長

それぞれの指定管理の施設に応じた目標の設定をしますので、若干、施設によって変化が出てくるということですが。

丹保委員

設定によって、大分数値も変わってくるような気がするのですよね。なにかいろいろ理由があって、このように決まったのだと思います。

委員長

スポーツ振興室長との関係ですが、全体の印象として、指定管理者にしたのは成功ですか。

スポーツ振興室長

過去の利用数などいろんなことを見ましても、順調にいらっているとらえています。特にスポーツに関係する施設については、今年であれば、休業日が月に1日しかないとか、あるいは、9時までで終わっていたのが10時まで開いているとか、いろいろ努力をしていただいていますので、大変順調にいらっているのかなと感じているところです。

委員長

そういうことを大雑把であれ、なんであれ、比較することはできるのですか。前はこうだった、今はこうなっている、これだけすごくなっているぞというようなことを整理しようと思えば簡単にできるのですか。難しいですか。

スポーツ振興室長

指定管理者以前の利用者数のデータがありますので、それと比べていけば、はっきりしていると思います。また、本年度から第2期の指定管理者の5年間があるわけですが、第1期と2期の比較ができて、段々良くなっていくのではないかと期待をしているところです。

丹保委員

例えば、指定管理者と管理者が、予算的に少なくしようと考えた場合、雇っている人の給料を下げるとか、いろんなことをやれば、できないことはないと思うのですが、指定管理者の職員の賃金が安過ぎるとか、高過ぎるとか、そのような議論はどこでするのですか。

スポーツ振興室長

特に、そのことについて、我々を交えて議論するということはありません。指定管理者として応募してくる企画書の段階で、それぞれ応募団体がそういったことを精査しながら提案をしてくる形になっています。事務レベルでの話ですが、県営鈴鹿スポーツガーデンを例にあげれば、休業日を月1日にし、開業時間を午後9時から10時までにしたことによって、経費が大変かさんできて、入場者数は増えるけども、大変だと何たりはしています。

丹保委員

いや、私が言っているのは、入札も同じですが、単純な競争ですと、働く人たちにも影響あり、それこそ、安い賃金の人を外部から雇うということになっていくと、結果的には、非常におかしなことになっていくと思いますので、そういうことに対する心配があるのではないかと聞いています。

そのようなことは、あまりないのですか。つまり、働いている人からの評価というのも必要ではないかという気もするのです。そういうことをやっているところはあるのですか。

スポーツ振興室長

働いている人の満足度というのは、把握をしていません。人件費を最低のラインを超えてまで圧縮するということは、提案の段階で、選定委員会の中でチェックをしていますので、そういったことは無いと認識しています。

社会教育・スポーツ分野総括室長

指定管理者制度では、指定管理料以外の施設の利用収入などは、指定管理者の収入になって、県はその収入を吸い上げるといったことはしません。営業努力は、指定管理者のメリットになるという制度です。

丹保委員のおっしゃった、人についても、県の場合、職員の人事制度というのは、固定化をしています。指定管理者になると、いろんな形態の人の採用が可能になるので、そのようないろんな人の採用方式をうまく活用することによって、全体の人件費の割合を県が行うよりも下げる努力がうまくいくのではないかとということも考えられます。

具体的にいうと、契約社員、派遣社員、プロパー職員、パート職員とか、いろんな職種の組み合わせによって、うまく回していくことも考えられます。そういう工夫を指定管理者自体がしていただくということが、県としての指定管理制度への期待だと考えています。

委員長

それを県がやっていいかどうかということも、そろそろ考える必要があるのではないですか。県が今まで

ある程度の金額を使っていた。それをもっと効率的にうまくやれば、もっとお金が節減できるはずである。それで、合理的にやっていけそうな指定管理者に委託をする。指定管理者のほうは、人を例えば、契約社員とかアルバイトとか、そのような人たちをうまく使って、成果を上げている。県がやっていたときよりも、むしろ成果が上がっていきそうだというのが、今の評価だと思います。

ほんとうにそれがいいのだろうか。県民からすると、契約社員や、本当のアルバイトならいいですが、いわゆるフリーターの、本当にそれだけで食っているという人である場合には、県民の所得が下がっていくわけですね。その下がっていったときに、それが最終的にどうなっていくかです。例えば、それで福祉という形で、どんどん県がお金を出さないといけないことになっていったら、結局、県全体としては大きな損害になっていきます。それよりは、公務員が直接施設を管理して、ある程度の給料を支払って職員を雇用し、それでみんなが潤うというほうが、ひょっとすれば全体的に見た場合にいいのではないかなという考え方もあります。

#### 社会教育・スポーツ分野総括室長

全体的に見た場合に、1つは、そういう経費の削減という面もあるのですが、やはり、スポーツ振興室長が説明しましたように、サービスの向上のほうが大事であると思います。柔軟に即決即断できる組織体のほうが、よりサービスが向上して実績も上げていただいていると考えています。

ちなみに、鈴鹿スポーツガーデンで言えば、去年も少し工事があったりしているのですが、今年の8月までの実績で見ますと、利用者数も5万人ぐらいいは増えている状況ですので、通常のペースで37万人というのは達成できると私どもは考えています。

#### 丹保委員

私が申し上げたいのは、いい面もあるのだけれども、やはり、競争にいき過ぎると、今、社会的に批判されていることを我々が進めているような結果にもなりかねないので、その辺は、ちゃんと見ておかないといけないのではないかとということです。

#### 社会教育・スポーツ分野総括室長

個人的な意見ですが、5年で区切って再募集するのは本当にいいのかという話も多分あると思うのです。そうすると、先ほど言ったような契約期間で雇うしか人を雇えない、5年先にはどうなるか分からないというリスクを抱えることになるので、ある県の文化施設では、5年経って成果はきちっと評価をしますが、公募はしませんという制度に変えたところもあります。

#### 丹保委員

そういうことも含めて、やはり、指定管理者が始まって数年経っているわけなので、そろそろ考えなきゃいけない時期になっていますね。

#### 清水委員

指定管理とは違うのですが、施設について、ちょっとよろしいでしょうか。昨年、松阪の野球場に行きましたが、駐車場のところでちょっと揉めていたので、話を聞きましたら、身体障がい者の方が来ていて、その方を車に乗せてきた場合、身体障がい者の駐車場を使ってもらったら困るということでした。その駐車場は、身体障がい者の方が運転して来られた時のために空けておくことになっているのだなと思いつつも、そこに身体障がい者の方が停めたとしても、自力で、車椅子で球場までは行けない道のりと思うようなところにしか駐車場がありません。

中部台公園と一緒にいるために、大分遠いところにしか駐車場がなく、また、車椅子の方を連れてきた人は、一般の駐車場に停めて、その人を押してずっと坂を上がっていくようなところですよ。やはり、そういう方がもうちょっと便利に移動ができるところに、駐車場があったらいいかなと思いました。

#### 委員長

そういう注文は出せるのですか。

#### スポーツ振興室長

駐車場は、入り口のところで、球場のちょっと奥のほうにもあります。

#### 清水委員

奥にもあるのですが、坂がきついですもんね。

#### スポーツ振興室長

駐車場の利用については、きちんとできるように、指定管理者の松阪市とも話をしたいと思っています。

#### 教育長

以前の施設は、なかなかバリアフリー仕様になっていません。駐車場に身体障がい者のみの駐車枠を作れば、バリアフリーになったというものではないです。実際に活用するにはなかなか難しい場面もあります。元々、松阪の球場は、あれだけ高低差があるところにあり、当初からそういったことを考えてない施設だと思います。結果として、現地では、球場へのアプローチなり、球場への周辺でそのような設置が極めて難しいんだと思います。体育館にしても、いろいろなどがあると思いますので、これからの大きな検討課題だ

ろうと思います。

委員長

他によろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告5 第二次三重県子ども読書活動推進計画について（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

第二次三重県子ども読書活動推進計画について、別紙のとおり報告する。平成21年9月17日提出。三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室長。これも社会教育推進特命監からご説明いたします。

（社会教育推進特命監説明）

第二次三重県子ども読書活動推進計画については、去る6月3日の教育委員会定例会においてご意見をいただき、その内容を反映したものを、7月1日から1ヶ月間パブリックコメントを行い、様々なご意見をいただきました。その意見を踏まえて、計画に反映した部分もありますので、併せて説明させていただきます。

まず、6月3日の教育委員会定例会でのご意見を反映させていただいた箇所ですが、漫画に関して、29ページの「\*」2番、読書活動のなお書きで、「なお、「本を読む」につきましては、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など、多様な種類の本（読み物）に親しむことを含む」としました。

学校段階が上がるにつれ、読書の冊数が減っている、特に、中高生の読書が減っているということに対して、その手立てが必要ではないかというご意見がありましたので、それについては、9ページの最初のまる、中学生と高校生向け読書活動の充実という部分を新たに加えて、計画に反映させていただきました。その下に、「中学生、高校生を対象にした、本の紹介やイベントの実施、学校からの職場体験活動の受け入れ等を行うことで、中学生、高校生の読書に対する興味や関心を高めるように働きかけます」という部分を新たに追記させていただきました。

それに関連して、もう1ヶ所、14ページの読書に対する興味や関心の涵養という部分を少し修正させていただきました。

7月1日からのパブリックコメントでの意見について、ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。全部で18名の方から75件のご意見をいただきました。計画の項目に照らして、その項目に対する意見としてまとめたものがこの表です。基本的な考え方のところでは、6件のご意見をいただき、全部で75件のご意見をいただきました。

2ページが意見の反映状況です。計画に修正を加え反映させたものが23件、計画に既に盛り込まれているもの、計画の考え方や姿勢に合致し、今後計画を実施していく中で反映させていくものが23件、今後、検討していくものが4件、計画に反映することが困難なものが16件、その他、質問や賛同というものもありますので、そういったものが9件ありました。

意見の概要としましては、学校司書の配置の拡充、学校司書の専任、正規での配置等々があり、右側がそれに伴う件数です。同じようなご意見もありましたので、まとめたのが右側の件数ということです。

市町の担当者会議を、全部で3回、四日市市と松阪市と尾鷲市で実施し、そこでのご意見が、表の6です。また、7月1日には市町等教育長会議で、7月7日には公立小中学校校長会の役員会で、8月27日には三重県子ども読書活動推進会議でいただいたご意見が表の7です。

パブリックコメントを反映させた部分は、アンダーラインを引いたところですが、主なところをご紹介します。まず、8ページをご覧ください。障がいのある子どもの対応という項目です。ご意見としましては、多様な障がいがある中で、偏った部分にしか対応してないように感じられるということです。当初の内容は、視覚障がいを対象としたような記述でしたので、それを様々な障がいに対応する記述としました。「子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じて来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、それから、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供など、多様なニーズに対応したサービスに努めるように働きかけます」と、反映させていただきました。この部分は、市町の図書館への働きかけですが、県立図書館の場合も同じことが言えますので、19ページに整理をさせていただきました。

障がい者に対するサービスを、図書館では行っているのですが、なかなかそういった情報が県民に伝わっていないのではないかという意見もありましたので、19ページのホームページ等による情報提供のところの、アンダーラインの部分、「また、外国語を母語とする子どもや障がいのある子どもなど特別な支

援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、サービス内容の積極的な周知に努めます。」と、周知啓発について計画書の中に反映させていただきました。

2つ目としましては、11ページに、「県立学校においては、学校司書の専門性を活かしたレファレンスやブックトークなど、特色ある取組を行っています」と、新たに追記させていただきました。この部分は、取組事例として、県立学校の取組もちゃんと載せるべきじゃないですかと、ご意見をいただいたので、新たに県立白山高等学校の取組を加えさせていただきました。

3つ目としましては、18ページの(ア)の2つ目に、「県立図書館と県立学校図書館の職員が、図書館における利用者サービスや県民への読書支援等について情報交換や改善策等の協議をする場を設けます。」と加えました。県立学校の図書館と、県立図書館と共同で、県民への読書支援や図書館サービスのあり方を研究する場が必要というご意見がありましたので、新たにこの項目を追加しました。

資料編 32 ページに、県内公立図書館の一覧と、35 ページに計画の概要を新たに追加して整理をさせていただきました。以上です。

## 【質疑】

### 丹保委員

広報の関係になるのかもしれませんが、グーグルが無料で見られるような書籍をオープンにしていますね。それだと、図書館に来なくてもいいわけですね。それから、本を音声で聞けるようなことも聞いていますので、そういう案内とかは、どこかに入れることはできますか。インターネットで、こういうことが利用できますよという、広報的なことです。新しいことですから、意外と知らない人も多いんです。

グーグルは著作権の問題がちょっとありますが、県は全くお金を使わなくても、50年以上経過して著作権が切れたものも青空文庫というところで自由に見ることができるのです。ボランティアで行っているのですね。そういうものがもし、皆さんが利用できるようになれば、遠隔地の方でも問題がありません。そういう話題はなかったでしょうか。

### 社会教育推進特命監

特になかったと思いますが、必要なら検討させていただきたいと思います。

### 丹保委員

考え方としては、公のものがそこまで案内する必要がないんだとか、著作権の問題がネックになるので、関わらないんだという、考え方もありますので、一概には言えないと思いますが、そういう話題があったかどうかということは何ったわけです。

### 委員長

司書教諭を県立学校には、全部配置したと書いてありますが、これは図書館だけに専心するのですか。それとも、兼任というか、教員で司書の資格を持っている人が配置できたということですか。配置をすると図書館の貸し出し業務とか、子どもたちの読書傾向が大分変わってきますか。

### 副教育長

人間ですね。資格よりも人間ですね。

### 委員長

そうですね。

### 社会教育・スポーツ分野総括室長

13 ページに、司書教諭が図書館で一生懸命やれるように、公務の中でいろいろ調整してほしいということ、あげさせていただきました。やはり、司書教諭の中には、図書館を一生懸命良くしたいと思っておられる方と、普通の方といますか、それなりにという方もいますので、人の資質だと思います。

### 委員長

志摩高校は、司書が一生懸命やってくれているし、子どもたちも、一生懸命読書していましたよね。どんどん進んでいました。ああいう先生の真似ができるような仕組み、どういうふうにして、志摩のような形になっていったのかということがもしあれば、本当は参考になるんじゃないかと思うのですけどね。

### 社会教育・スポーツ分野総括室長

学校全体として、図書館の重要性というのを認識していただくかどうかが一番大事だということなんです。

### 委員長

しかし、志摩の場合は、先生がいろんな独特の工夫を凝らしていましたよね。えらく感心したという印象が残っています。ああいう人をどんどん盛り上げてやると、そういう仕組みが追随する、伝播して行けば良くなるのではないかと思います。

### 副教育長

志摩の場合、図書館の司書は、元々学校の司書が伊勢で起業された方です。伊勢のほうにはそういう伝統があります。

委員長

伝統がないところは、伝統をつくれればいいでしょう。

副教育長

本人の資質にかかわります。自分の仕事を、より多くの先生に知ってもらおうとか。

委員長

知らせるようなことを、やはり、教育委員会はしないといけないでしょう。そういうことはないのですか。

社会教育推進特命監

例えば、研修の場を設けていますので、そういったところで、取組を紹介できると思います。

委員長

子どもの読書の習慣というのは、向上しているのですか、下がっているのですか。維持ですか。高校生たちも含めてですが。

社会教育推進特命監

小学生は、かなり本を読んでいます。高校生は少なくなっていると思います。

社会教育・スポーツ分野総括室長

25 ページ、12 番の平均読書冊数では、小中は徐々に上がって、高校は横ばいとなっています。一般にそういう感じじゃないかと思います。

牛場委員

学校で読み聞かせとかあるのですね。家庭の役割というのもすごく大変ですね。

委員長

私は3日に1回ぐらいは本屋さんに行っていますが、このところ、すごい勢いで高校生たちの来店が増えているんですね。みんな、かなり本に興味を持っているのか、あるいは別のものに興味があるのかは分かりませんが、本屋さんに来ている子どもたちは増えてきています。うまくそれを使えるようなとか、ああいふ雰囲気図書館にもあればいいのですが。

副教育長

書店では、新しい本がありますが、実際、学校図書館では本が古いという状況もあります。

委員長

これはよろしいですね。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## 報告6 平成21年度三重県中学校総合体育大会第31回東海中学校総合体育大会及び平成21年度全国中学校体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成21年度三重県中学校総合体育大会、第31回東海中学校総合体育大会及び平成21年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成21年9月17日提出。三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長。

1ページをご覧ください。県の中学校体育大会の結果です。7月25日から8月2日、水泳競技は7月4日に開催され、この後、10月10日から11日に陸上競技、11月21日に駅伝競技の開催を予定しています。現在のところ、約7,000人の参加者があり、無事に大会を終了しています。

2ページから5ページにかけてが、それぞれの団体戦、個人戦の入賞者、入賞校の一覧です。

6ページをご覧ください。第31回東海中学校総合体育大会の結果ですが、今年度は、8月6日から8月11日にかけて、岐阜県内各地で実施されました。6ページに団体の入賞者、そして、7ページから8ページにかけては、個人の入賞者の一覧があります。

団体ですが、ソフトボール女子の度会中学校、ソフトテニス男子の矢淵中学校、相撲の磯部中学校については、昨年に引き続き、連続優勝です。なお、団体の入賞者、入賞校は13校で、昨年15校でしたので、2校の減です。一方、個人は、本年度、28件の入賞がありました。昨年24件ですので、4件増えています。

続いて、9ページをご覧ください。平成21年度全国中学校体育大会の結果ですが、8月17日から8月25日の間に、九州ブロックの各県において実施されています。結果は、団体で準優勝がソフトテニスの矢淵中学校と相撲の磯部中学校でした。ソフトテニスの矢淵中学校は昨年度5位の入賞でしたので、本年度は躍進をしています。磯部中学校は、昨年に引き続き、準優勝という結果でした。

個人の部についても、記載されている者が入賞をしています。体操で優勝した、東観中学校の杉野君は、今月 26 日から開催される国民体育大会にも、少年の部の本県代表選手として出場し、活躍が期待されているところです。以上です。

**【質疑】**

委員長

杉野君というすごいホープが現れたのですね。他は、よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**議案第 30 号 平成 21 年度教育功労者表彰について（秘密会）**

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 31 号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について（秘密会）**

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 32 号 職員の懲戒処分について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。